

平成 28 年 8 月 5 日  
九 州 大 学

## 九州大学先端医療イノベーションセンターの 研究費の不正使用について

### 1. 概要

平成 27 年 12 月、研究費の不正使用が行われている疑いがあるとの通報があり、「九州大学における競争的資金等の不正使用に係る調査等に関する規程」第 4 条に基づき関係資料等を検証し、合理性等を確認した結果、不正使用の可能性が否定できないため、調査委員会を設置し調査を行った。

調査委員会において、書面及び聴き取りにより調査を行った結果、取引業者（1 社）と九州大学先端医療イノベーションセンター（以下「センター」という。）元学術研究員による研究費の不正使用（架空請求（偽装納品）及び期ずれ（前年度納入））を認定した。

### 2. 調査

#### (1) 調査体制

- ① 名 称：不正使用調査委員会
- ② 設置日：平成 28 年 2 月 9 日
- ③ 委 員：

職 名	氏 名	任 期 等
理事	若山 正人	委員長（研究担当理事）
事務局長	芝田 政之	～平成 28 年 3 月 31 日
事務局長	玉上 晃	平成 28 年 4 月 1 日～
企画部長	迫田浩一郎	～平成 28 年 3 月 31 日
企画部 特定大型研究支援センター長	竹吉正志朗	～平成 28 年 3 月 31 日
研究推進部 特定大型研究支援センター長	寺田 浩一	平成 28 年 4 月 1 日～
研究推進部長		
財務部長	皆川 秀徳	～平成 28 年 3 月 31 日
財務部長	迫田浩一郎	平成 28 年 4 月 1 日～
監査室長	淀川 一憲	～平成 28 年 3 月 31 日
監査室長	永野間昌代	平成 28 年 4 月 1 日～
研究推進部産学・社会連携課長	淀川 一憲	平成 28 年 4 月 1 日～
学外者	田中友一郎	弁護士

(2) 調査内容

- ① 調査期間：平成 28 年 2 月～平成 28 年 7 月
- ② 調査対象：
- a 調査対象期間：平成 23 年度～平成 27 年度
  - b 調査対象者：研究室において契約（発注及び納品物の受領）に携わった職員等並びに不正使用の疑いのある取引業者（以下「Y社」という。）の代表取締役及び営業担当社員
  - c 調査対象経費：
    - ・センターにおいてY社に支出した全ての契約代金
    - ・研究室教員を研究代表者又は研究分担者とする研究課題の研究費
    - ・不正使用の疑いのある公的研究費（平成 26 年度研究開発施設共用等促進費補助金「橋渡し研究加速ネットワークプログラム」及び平成 27 年度医療研究開発推進事業費補助金「橋渡し研究加速ネットワークプログラム」(本学執行分)）
- ③ 調査方法：
- 【書面調査】
- ・センターとY社との全ての取引について、大学保管の経理関係書類とY社から提供を受けた書類等の突合・精査
  - ・研究室教員を研究代表者又は研究分担者とする研究課題の研究費並びに平成 26 年度研究開発施設共用等促進費補助金及び平成 27 年度医療研究開発推進事業費補助金について、支出関係書類を確認
  - ・研究室と過去に取引実績のある全業者のほか、本学の主要取引業者に対する不正取引等に関する調査
- 【聴き取り調査】
- ・調査委員会又はその委員による調査対象者への聴き取り調査
- ④ 調査委員会の開催日時・内容等：

	開催日	内容
第 1 回	平成 28 年 3 月 15 日	事案経緯、調査進捗の確認、方針等の協議
第 2 回	平成 28 年 4 月 28 日	研究室責任者への聴き取り調査、調査の進捗の確認、方針等の協議
第 3 回	平成 28 年 5 月 27 日	センター長への聴き取り調査、不正使用認定予定者の弁明の聴取、調査の進捗の確認、方針等の協議
第 4 回	平成 28 年 6 月 16 日	取引業者代表取締役及び営業担当社員の弁明の聴取、教室責任者への認定事項に関する意見の聴取、認定内容等の協議
第 5 回	平成 28 年 6 月 29 日	認定内容等の確認

第6回	平成28年7月14日	認定内容等の最終確認
-----	------------	------------

### 3. 調査結果（不正等の内容）

#### (1) 不正の種別

- ・ 架空請求（偽装納品）
- ・ 期ずれ（前年度納入）

#### (2) 不正に関与した職員

所 属	職 名	氏 名	関与内容
先端医療イノベーションセンター	元学術研究員	東原 信彦	不正を主導・実施
	元非常勤職員	A	不正の主導・共謀の事実はないが、結果として不正に係る契約事務を処理

#### (3) 不正・不適切行為の内容

- ・ 研究室教員が管理する研究費における売買契約の発注などを行っていた東原元学術研究員は、研究費不足の懸念や増加する業務量のために事務手続きをする時間的・精神的な余裕がなくなったことにより、Y社に依頼して、取引業者に研究に必要な物品を納品してもらうものの、代金の支払に必要な書類を提出させないという不適切な取引により、平成25年度から平成27年度にかけて総額4,854,912円（期ずれ（前年度納入）により精算した額を除く。）のY社への未収金を生じさせた。
- ・ 元学術研究員及びY社は、この未収金を精算するため、平成26年度から架空請求（偽装納品）を行うことになった。
- ・ 元学術研究員は、Y社への未収金に充当することを目的として、Y社に実験器具やトナーカートリッジなどの消耗品を納品後に持ち帰らせる行為を繰り返し行い、当該不正（架空請求（偽装納品））により総額3,201,321円を大学に支払わせた。
- ・ 元学術研究員は、次年度に代金を支払うことを約して、前年度（平成26年度）にY社に納品させた複数の研究機器について、当該年度（平成27年度）に納品したかのように装い、当該不正（期ずれ（前年度納入））により総額837,972円を当該年度（平成27年度）の予算から支払わせた。
- ・ Y社への未収金になったものは、研究機材などそのほとんど全てが研究活動に使用されていたと考えられ、意図的な私的流用が行われたとは認められない。しかしながら、当該未収金の一部に大学経費以外の資金で精算されるべき特許関連費用や研究活動

に関連したものの情報を得ているが、品名が不明のためその確証が得られない雑貨が含まれている。そのため、未だ不正（架空請求（偽装納品））で精算されていなかったとは言え、私的流用の可能性が否定できないことから、当該代金（計 301,104 円）は私的流用と整理せざるを得ないと判断した。

- ・ A元非常勤職員は、Y社への未収金処理のための伝票について簡単に説明を受けていたものの、不正使用という明確な認識がないまま、結果として不正使用の手続きに係る処理を行っていたと判断した。
- ・ 調査の結果、上記の不正（架空請求（偽装納品）及び期ずれ（前年度納入））以外は、研究費の不正使用はないと判断した。また、元学術研究員及びA元非常勤職員以外の者は、研究費の不正使用に関与していないと判断した。
- ・ 納品物を取引業者から受領した職員は、受領の証として納品書に受領印を押すことになっているが、当時研究室では、納品物を確認することなく納品書に受領印を押印する不適切な行為が行われるなど、一部において受領の証としての押印行為が形骸化していたことを確認した。

#### (4) 研究費の種類及び不正の種別・額

(単位:円)

年度	研究費の種類	不正の種別・額		
		架空請求	期ずれ	計
26	研究開発施設共用等促進費補助金 「橋渡し研究加速ネットワークプログラム」	211,274	/	211,274
	民間企業の共同研究等	1,714,783		1,714,783
	計	1,926,057		1,926,057
27	医療研究開発推進事業費補助金 「橋渡し研究加速ネットワークプログラム」	212,544	111,456	324,000
	民間企業の共同研究等	1,062,720	726,516	1,789,236
	計	1,275,264	837,972	2,113,236
合 計		3,201,321	837,972	4,039,293

## 4. 不正発生要因と再発防止策

### (1) これまでの取組

#### ① 事務手続き（コンプライアンス）に関する教育への取組

【「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」（H19.2.15）以降】

- ・ 研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対して「研究費使用ハンドブック」等の配布事務処理に関する各種通知、及び各種研修会等による周知等

【ガイドライン改正（H26.2）以降】

- ・学内ルールの理解度確認も兼ねた E-learning によるコンテンツ教材を作成・受講環境の整備
- ・全ての教職員に対して積極的な受講及び誓約書の提出の促進を実施（研究費の管理・執行に関する権限を有する教員や予算管理者等については受講等を義務化）
- ・「採用時におけるコンプライアンス教育の受講の取扱い（特に教員や予算管理者等については着任時から1ヶ月以内の受講）」の整備
- ・コンプライアンス教材の英語版を作成、外国人教員等も受講可能な体制を整備

② 納品物の検収に関する取組

【「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」（H19.2.15）以降】

- ・検収センター（事務支援・環境保全センター）を設置し、納品書に基づく納品物の目視確認の実施。

【ガイドライン改正（H26.2）以降】

- ・宅配便により研究室に直送されるものなど、検収センター（事務支援・環境保全センター）による検収が困難な納品物についても、検査職員が一定割合の物品を抽出して現物確認を行うなどの取組の実施。

(2) 不正発生要因

① 事務手続き（コンプライアンス）に対する認識の不足

- ・本学ルールやコンプライアンス意識に対する理解度について、十分な確認ができていなかった。

② 納品物の検収に関する取組

- ・検収センター（事務支援・環境保全センター）の検収後に、納品物を取引業者から受領した職員は、受領の証として納品書に受領印を押すことになっているが、当時の研究室では、納品物を確認することなく納品書に受領印を押印する不適切な行為が行われるなど、一部において受領の証としての押印行為が形骸化しており、不正防止のための取組が有効に機能していなかった。

(3) 再発防止策

① ルールの明確化・統一化／関係者の意識向上

【学内者に対する取組】

- ・研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対して、事務処理ルールの周知徹底及びコンプライアンス意識の醸成を図るため、より一層の学内ルールの周知徹底及びコンプライアンスの強化を行う。
- ・E-learning を用いたコンプライアンス教育の受講については、研究費の管理・執行に権限をもつ教員等だけではなく、研究費の運営・管理に関わるその他の職員についても必須とし、当該 E-learning を用いたテストによりその理解度の確認及び

誓約書の提出を求める。

- ・研究費の不正使用防止に関する説明会を開催する。
- ・新たに「発注・受領マニュアル」等を作成し、本学事務処理ルールを理解・実践を図る。
- ・教員、事務職員、研究支援者等の各々の責任・職務に応じたコンプライアンス教育を実施する。
- ・コンプライアンス教育は、その内容を定期的に見直し、更新した内容を周知徹底する。

【取引業者に対する取組】

- ・本学事務処理ルールの遵守及び従業員の企業倫理・コンプライアンス意識の醸成を求め、その旨の誓約書を改めて提出させる。
- ・新たに「受注・納品マニュアル」等を作成し、本学事務処理ルールを理解・実践を求める。

② 適正な運営・管理体制の整備

- ・業者による納品物品の持ち帰りや納品検収時における納品物品の反復使用などを防止するため、持ち帰りの対象とされた物品等に対する検収センター（事務支援・環境保全センター）でのマーキングを行う。
- ・事務職員による教員発注・購入状況のデータ分析を行うことで、モニタリングによる牽制力の強化を図る。
- ・不正関与者の厳罰化を行う。
  - ア 学内者に対しては、発生部局における配分予算の減額措置を行う。
  - イ 取引業者に対しては、取引停止期間の長期化を行う。

③ 監査の充実

- ・特定業者との同一品目の多頻度取引について、当該業者の売上台帳等を徴し本学の支出関係書類との照合を行ったり、雇用期限のある研究者及び研究室所属の事務担当者に対してヒアリングを行い、ルールの認識・理解状況のほか、納品物の受領の取扱いを含めた事務処理状況を確認したり、過年度分の契約代金について、取引業者に対して未払が生じていないか調査したりするなど、不正リスクを踏まえたリスクアプローチ監査を実施する。

5. その他（処分等）

- ・本学就業通則に基づき、元学術研究員の処分等を行う。また、管理監督責任としてセンター長及び研究室の責任者についても処分等を検討する。
- ・不正使用に関与したY社に対して、架空請求（偽装納品）により支払った契約代金の返還請求を行うとともに、9ヶ月の取引停止処分を行った。

【お問い合わせ】九州大学監査室 永野間, 井上

電話 : 092-802-2182, 2183

FAX : 092-802-2186

Mail : [nbkkansa@jimu.kyushu-u.ac.jp](mailto:nbkkansa@jimu.kyushu-u.ac.jp)